

葉山町議会議規則の一部を改正する規則

葉山町議会議規則（昭和50年葉山町議会議規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和 8 年 3 月 13 日 提出

議会議案委員会  
委員長 伊東圭介

提案理由

議会議案の強化や議会議案の充実・活性化を図り、議会議案が主体的かつ機動的に活動できるよう、令和 8 年 5 月以降も定例会を議案委員会として実施することに伴い、必要な事項を定めるため提案するものであります。

## 葉山町議会規則第 号

### 葉山町議会会議規則の一部を改正する規則

葉山町議会会議規則（昭和 50 年葉山町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（会議の種類等）

第 6 条の 2 定例会において開く各会議の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）招集会議 定例会の招集により開く会議をいう。

（2）定例会議 定例的に再開する会議をいい、原則として 6 月、9 月、12 月及び翌年の 2 月に再開するものとする。ただし、再開する月は、都合によりこれを変更することができる。

（3）臨時会議 町長又は議員からの要請に基づき、緊急に再開する会議をいう。

2 前項各号に定める各会議の期間（以下「会議期間」という。）は、議長が議会運営委員会に諮ったうえで決定し、当該各会議の初めに議長が宣告するものとする。

3 議長は、定例会の開会の日から 7 日前までに、議員に当該日を通知するものとする。

4 議長は、招集会議を除く各会議の再開の日から 7 日前までに、議員及び町長等に当該日を通知するものとする。ただし、緊急に議案の審議等が必要な場合は、この限りでない。

（臨時会議の再開）

第 6 条の 3 議員は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会議として会議の再開を請求することができる。ただし、請求に当たっては、次に掲げる要件を満たさなければならない。

（1）議決に係る事件 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 112 条第 2 項に規定する要件を満たしていること。

（2）前号以外の事件 請求者の他に 1 人以上の賛成者がいること。

2 町長は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会議として会議の再開を請求することができる。

3 議長は、原則として前 2 項の規定による請求があった日の翌日から起算して 7 日以内に議会運営委員会において、臨時会議の審査日程等について諮るものとする。

4 議長は、原則として第 1 項又は第 2 項の規定による請求があった場合は、前項

の規定により開催される議会運営委員会の翌日から起算して7日以内に臨時会議として会議を再開するものとする。

第9条第4項中「地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第14条中「会期中」を「会議期間中」に改める。

第28条(見出しを含む。)中「配布」を「配付」に改める。

第63条中「会期中」を「会議期間中」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。

# 規則の概要

## 題 名

葉山町議会会議規則の一部を改正する規則

### 1 趣旨

令和 8 年 5 月以降も定例会を通常議会として実施することに伴い、所要の改正を行うこととした。

### 2 内容

- (1) 定例会において開く各会議の種類及びその期間の定め方等について定めることとした。
- (2) 臨時会議の再開を求める際の手続き等について定めることとした。
- (3) 会期が 1 年間になることから、一事不再議の適用期間及び発言の取り消し又は訂正のできる期間について改めることとした。
- (4) 議会で行う選挙について、実態に合わせて字句の整理を行うこととした。

### 3 施行期日等

この規則は、令和 8 年 5 月 1 日から施行することとした。

葉山町議会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町議会会議規則 昭和50年11月1日議会規則第1号</p> <p>(会議の種類等)</p> <p>第6条の2 定例会において開く各会議の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 招集会議 定例会の招集により開く会議をいう。</p> <p>(2) 定例会議 定例的に再開する会議をいい、原則として6月、9月、12月及び翌年の2月に再開するものとする。ただし、再開する月は、都合によりこれを変更することができる。</p> <p>(3) 臨時会議 町長又は議員からの要請に基づき、緊急に再開する会議をいう。</p> <p>2 前項各号に定める各会議の期間(以下「会議期間」という。)は、議長が議会運営委員会に諮ったうえで決定し、当該各会議の初めに議長が宣告するものとする。</p> <p>3 議長は、定例会の開会の日々の7日前までに、議員に当該日を通知するものとする。</p> <p>4 議長は、招集会議を除く各会議の再開の日々の7日前までに、議員及び町長等に当該日を通知するものとする。ただし、緊急に議案の審議等が必要な場合は、この限りでない。</p> <p>(臨時会議の再開)</p> <p>第6条の3 議員は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会議として会議の再開を請求することができる。ただし、請求に当たっては、次に掲げる要件を満たさなければならない。</p>	<p>○葉山町議会会議規則 昭和50年11月1日議会規則第1号</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>議決に係る事件 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第112条第2項に規定する要件を満たしていること。</u></p> <p>(2) <u>前号以外の事件 請求者の他に1人以上の賛成者がいること。</u></p> <p>2 <u>町長は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会議として会議の再開を請求することができる。</u></p> <p>3 <u>議長は、原則として前2項の規定による請求があった日の翌日から起算して7日以内に議会運営委員会において、臨時会議の審査日程等について諮るものとする。</u></p> <p>4 <u>議長は、原則として第1項又は第2項の規定による請求があった場合は、前項の規定により開催される議会運営委員会の翌日から起算して7日以内に臨時会議として会議を再開するものとする。</u></p>	
<p>(休会)</p>	<p>(休会)</p>
<p>第9条 (略)</p>	<p>第9条 (略)</p>
<p>2～3 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p>
<p>4 <u>法第114条(議員の請求による開議)第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。</u></p>	<p>4 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条(議員の請求による開議)第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。</u></p>
<p>(一事不再議)</p>	<p>(一事不再議)</p>
<p>第14条 <u>議会で議決された事件については、同一会議期間中は、再び提出することができない。</u></p>	<p>第14条 <u>議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。</u></p>
<p>(投票用紙の配付及び投票箱の点検)</p>	<p>(投票用紙の配布及び投票箱の点検)</p>
<p>第28条 <u>投票を行うときは、議長は、職員をして議員に別記第1号様式の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。</u></p>	<p>第28条 <u>投票を行うときは、議長は、職員をして議員に別記第1号様式の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第63条 議員は、その<u>会議期間中</u>に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p>	<p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第63条 議員は、その<u>会期中</u>に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p>

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。